

## 役員等報酬支給基準

社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項並びに社会福祉法施行規則第 2 条の 42 の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等支給基準を次のとおり定める。

役員等	報酬等支給基準			
	役員等報酬額	算定方法	支給方法	支給形態
評議員	無報酬			
理事	無報酬			
監事	無報酬			

この基準は、平成 29 年 6 月 13 日開催の定時評議員会において議決されたものである。